



第99回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2023年6月22日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場 所 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在、構内工事に伴い当社駐車場がご利用いただけない状態となっております。つきましては、公共交通機関をご利用のうえ、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

(証券コード5461)

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

中部鋼鋳株式会社

代表取締役社長 重松久美男

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第99回定時株主総会招集ご通知」として株主総会参考書類（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.chubukohan.co.jp/ir/library/meeting/>
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代え、インターネットまたは同封の議決権行使書用紙のご郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月21日（水曜日）午後5時15分（当社営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール |

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

資本準備金の額の減少の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

【その他招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）】

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

◎ 株主総会にご出席の株主様へのお飲み物・お土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第18条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

<株主の皆様へのお願い>

- ◎ 新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状況をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 現在、構内工事に伴い当社駐車場がご利用いただけない状態となっております。つきましては、公共交通機関をご利用のうえ、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時15分到着分まで

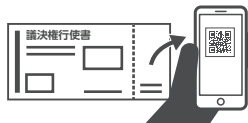


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2023年6月22日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

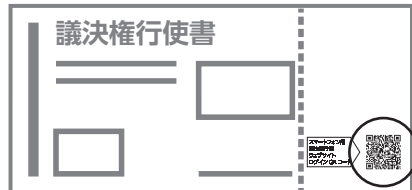
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

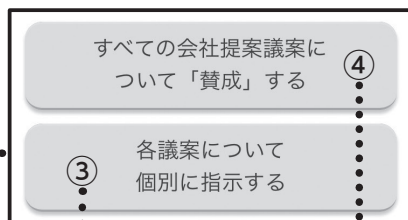


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

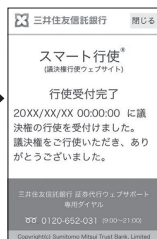


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押して
行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

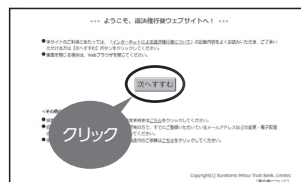
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

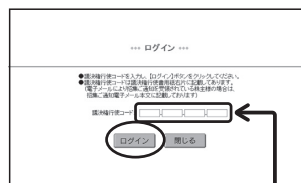
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



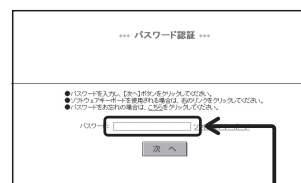
②ログインする



同封の議決権行使書
用紙に記載の「議決権
行使コード」をご入力
ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書
用紙に記載の「パス
ワード」をご入力くだ
さい。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株あたり74円の普通配当に加え、当社が2022年12月28日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしましたことから、記念配当10円を加え84円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金20円を含め当期の年間配当金は1株につき104円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

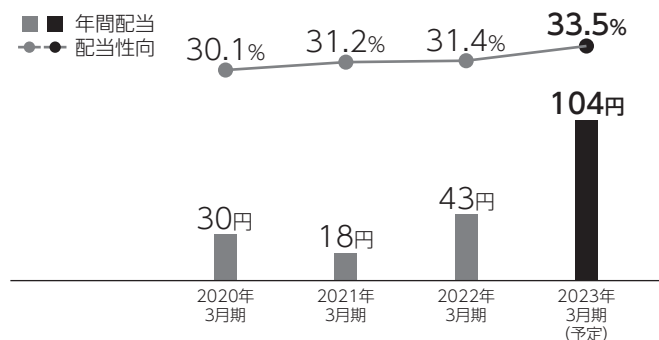
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 84円 総額 2,322,282,732円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日



第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金の額 4,668,300,000円のうち、 3,468,300,000円
- (2) 資本準備金の額の減少の効力を生ずる日
2023年8月18日（予定）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図ることを目的に1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

【ご参考】 候補者一覧

候補者 番 号		氏 名	当社における地位および担当	在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席回数
1	再 任	しげ まつ くみ お 重 松 久美男	代表取締役社長	13年	15回／15回 (100%)
2	再 任	こ むら しん じ 古 村 伸 治	取締役製造所長	5年	15回／15回 (100%)
3	再 任	まつ だ すすむ 松 田 将	取締役総務部長	3年	15回／15回 (100%)
4	再 任	むら まつ しゅう じ 村 松 修 司	取締役営業部長	1年	12回／12回 (100%) (当社取締役就任以降)
5	新 任	にい み たか ゆき 新 美 貴 之	参与製造所長付部長	—	—
6	新 任	なか お さとし 中 尾 聡	参与経営企画部長	—	—
7	再 任 社 外 独立役員	みや はな ひで き 宮 花 秀 樹	取締役	3年	15回／15回 (100%)
8	再 任 社 外 独立役員	ひら の たか ひろ 平 野 隆 裕	取締役	3年	15回／15回 (100%)
9	再 任 社 外 独立役員	うし ごめ のぶ たか 牛 込 伸 隆	取締役	1年	12回／12回 (100%) (当社取締役就任以降)
再 任	再任取締役候補者		社 外	社外取締役候補者	
新 任	新任取締役候補者		独立役員	独立役員候補者	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	再 任 しげ まつ くみお 重 松 久美男 (1956年 6 月 7 日生)	1981年 4 月 当社入社 2004年 6 月 当社製造部長 2007年 4 月 当社生産業務部長 2008年 6 月 当社参与生産業務部長 2010年 1 月 当社参与経営企画部長 2010年 6 月 当社取締役経営企画部長 2013年 6 月 当社取締役製造所長 2014年 6 月 当社常務取締役製造所長 2016年 6 月 当社常務取締役 2017年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	63,921株
	[取締役候補者とした理由] 重松久美男氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術をリードしてまいりました。また経営企画を担当、営業・購買を管掌するなど、製造管理・生産技術を含め事業全般にわたる豊富な知識を有しております。さらに、2017年6月に代表取締役社長に就任以来、当社グループ経営基盤の強化および企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮していることから、その経験を活かせると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	再任 こむらしんじ 古村伸治 (1961年9月1日生)	1984年4月 当社入社 2008年6月 当社製造部長 2010年6月 明德産業(株)取締役 2015年4月 当社生産技術部長 2015年6月 当社参与生産技術部長 2015年6月 シーケー物流(株)取締役（現任） 2016年6月 当社参与製造所副所長 2018年6月 当社取締役製造所長（現任） （重要な兼職の状況） シーケー物流(株)取締役	20,583株
		[取締役候補者とした理由] 古村伸治氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術に精通しており、またグループ会社の経営に参画するなど豊富な経験と製造管理・生産技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
3	再任 まつだすすむ 松田将 (1966年12月29日生)	1989年4月 (株)東海銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行 2009年10月 (株)三菱東京UFJ銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）練馬平和台支店長 2011年5月 同行多摩支店長 2013年4月 同行一宮支店長兼エリアディレクター 2015年12月 同行柏支店長兼エリアディレクター 2019年5月 当社財務部担当部長 2019年6月 当社参与財務部長 2020年6月 当社取締役総務部長（現任） 2021年6月 明德産業(株)監査役（現任） 2021年6月 シーケー物流(株)監査役（現任） （重要な兼職の状況） 明德産業(株)監査役 シーケー物流(株)監査役	7,660株
		[取締役候補者とした理由] 松田将氏は、入社以来財務経理・総務・人事部門の責任者として重要な業務の意思決定に携わり、また金融機関における長年の経験と財務などに関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	再 任 むら まつ しゅう じ 村 松 修 司 (1962年 4 月10日生)	1985年 4 月 三井物産(株)入社 1991年10月 Mitsui & Co.(U.S.A),Inc. North-Central Headquarters(Chicago) Detroit Office Manager(Customer Service), Steel & Metal Dept. 1996年10月 Mitsui & Co.(U.S.A),Inc. Detroit Office Assistant General Manager of Steel Dept. 2007年10月 三井物産(株)鉄鋼製品本部自動車部品事業部第 一営業室長 2013年 4 月 N S Mコイルセンター(株)取締役専務執行役員 2015年 4 月 三井物産スチール(株)常務執行役員 2020年 4 月 当社参与東京営業所長 2022年 6 月 当社取締役営業部長 (現任) 2022年 6 月 シーケー商事(株)取締役 (現任) (重要な兼職の状況) シーケー商事(株)取締役	2,358株
[取締役候補者とした理由] 村松修司氏は、入社以来当社営業部門の責任者として当社経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしているほか、長年にわたり商社において鉄鋼関連部門で活躍し、鉄鋼業に関する豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	新任 にい み たか ゆき 新 美 貴 之 (1965年 2 月 1 日生)	1988年 4 月 当社入社 2010年 1 月 当社生産業務部長 2010年 6 月 シーケー物流(株)取締役 2011年 4 月 当社製造部長 2011年 6 月 明德産業(株)取締役 2013年 6 月 当社経営企画部長 2014年 6 月 当社購買部長 2016年 6 月 シーケークリーンアド(株)代表取締役社長 2021年 6 月 当社製造所長付部長 2021年 6 月 シーケークリーンアド(株)取締役 2022年 6 月 当社参与製造所長付部長 (現任)	8,134株
[取締役候補者とした理由] 新美貴之氏は、当社において長年にわたり製造部門に従事したほか、経営企画部長や購買部長を歴任し、加えてグループ会社の代表取締役を務めるなど豊富な経験と知見を有していることから、取締役候補者としました。			
6	新任 なか お さとし 中 尾 聡 (1968年 5 月24日生)	1992年 4 月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 2015年 4 月 (株)みずほ銀行国際資金証券部次長 2016年 4 月 同行資金証券部次長 2018年10月 みずほ証券(株)監査等委員会室長 2019年 4 月 同社人事部長 2020年 7 月 当社経営企画部担当部長 2021年 1 月 当社経営企画部長 2021年 4 月 当社参与経営企画部長 (現任) 2021年 6 月 シーケー商事(株)監査役 (現任) 2021年 6 月 シーケークリーンアド(株)監査役 (現任) (重要な兼職の状況) シーケー商事(株)監査役 シーケークリーンアド(株)監査役	4,282株
[取締役候補者とした理由] 中尾聡氏は、長年にわたり金融機関において証券部門や管理部門の要職を歴任し、当社入社以来経営企画部長として重要な意思決定に携わるなど、経営管理業務全般に豊富な経験と知見を有していることから、取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	再 任 社 外 独立役員 みや はな ひで き 宮 花 秀 樹 (1967年12月12日生)	1990年 4 月 三井造船(株)入社 2008年 4 月 三井物産スチール(株)第一部門建築・鉄構部担 当部長 2009年 5 月 同社第一部門厚板鋼管部担当部長 2015年 9 月 同社関西支社ステンレス・線材・特殊鋼部担 当部長 2017年 4 月 同社関西支社ステンレス・線材・特殊鋼部営 業部長 2018年 4 月 同社西日本統括本部西日本営業部長 2019年12月 同社西日本統括本部副本部長 2020年 4 月 同社執行役員西日本統括本部長 2020年 6 月 当社社外取締役（現任） 2020年 6 月 岸和田製鋼(株)社外取締役 2022年 4 月 三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部 門長（現任） （重要な兼職の状況） 三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部門長	0 株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 宮花秀樹氏は、商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しています。当社においては、これらの見識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督などの職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	再 任 社 外 独立役員 ひらの たか ひろ 平 野 隆 裕 (1960年 6 月 4 日生)	1984年 4 月 岡谷鋼機(株)入社 2004年 3 月 香港岡谷鋼機有限公司社長 2009年 9 月 岡谷鋼機(株)東京本店貿易本部第二部長 2011年 5 月 同社東京本店エレクトロニクス本部長 2012年 5 月 同社取締役 東京本店エレクトロニクス本部長 2013年 5 月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店エレクトロニクス本部長 2014年 3 月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店副本店長兼エレクトロニクス本部長 2016年 5 月 米国岡谷鋼機会社社長 2018年 5 月 岡谷鋼機(株)常務取締役 情報・電機事業担当 東京本店長 2020年 5 月 同社常務取締役 情報・電機事業担当 名古屋本店長 2020年 6 月 当社社外監査役 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2022年 5 月 岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長 (現任) (重要な兼職の状況) 岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長	0 株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い見識を有しています。当社においては、これらの豊富な経験を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督などの職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
9	再 任 社 外 独立役員 うし ごめ のぶ たか 牛 込 伸 隆 (1964年 9 月 4 日生)	1989年 4 月 自治省（現 総務省）入省 1995年 7 月 自治大学校教授 1996年 4 月 (株)ＴＹＫ入社 1996年 4 月 同社営業開発本部長 1997年 6 月 同社取締役営業開発本部長 1998年10月 同社取締役営業本部副本部長 2001年 6 月 同社常務取締役営業本部長 2004年 6 月 同社専務取締役営業本部長 2005年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 2019年 1 月 (株)アンビスホールディングス社外取締役（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） (株)ＴＹＫ代表取締役社長 (株)アンビスホールディングス社外取締役	0 株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 牛込伸隆氏は、製造メーカーにおいて役員および代表取締役として長年にわたり活躍し、メーカーの経営全般に関して豊富な経験と知見を有しています。当社においては、これらの見識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督などの職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮花秀樹氏は、三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部門長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第2位であります。
4. 平野隆裕氏は、岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長で、同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第7位であります。
5. 牛込伸隆氏は、(株)T Y K 代表取締役社長で、同社は当社子会社シーケー商事(株)と販売、購買における取引先関係にあります。
6. 宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社が上場する各証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
7. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
- ・宮花秀樹氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
 - ・平野隆裕氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
 - ・牛込伸隆氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
- なお、当社は2021年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますが、平野隆裕氏は移行時において社外監査役でありました。同氏の移行時における社外監査役としての在任期間は1年であります。
8. 当社は宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】 候補者一覧

候補者 番 号		氏 名	当社における地位および担当	在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1	再 任 社 外 独立役員	こ ばやし ひろ や 小 林 洋 哉	取締役（監査等委員）	7 年	15回／15回 (100%)	12回／12回 (100%)
2	再 任 社 外	の むら やす ひろ 野 村 泰 弘	取締役（監査等委員）	4 年	15回／15回 (100%)	12回／12回 (100%)
3	再 任 社 外 独立役員	にし がき まこと 西 垣 誠	取締役（監査等委員）	4 年	15回／15回 (100%)	12回／12回 (100%)
4	再 任 社 外 独立役員	いわ た ひろ こ 岩 田 広 子	取締役（監査等委員）	2 年	15回／15回 (100%)	12回／12回 (100%)

再 任	再任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者
独立役員	独立役員候補者		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	再 任 社 外 独立役員 こ ばやし ひろ や 小 林 洋 哉 (1954年11月 1 日生)	1978年 4 月 三菱信託銀行(株) (現 三菱ＵＦＪ信託銀行(株)) 入行 1980年10月 豊田工機(株) (現 (株)ジェイテクト) 入社 2002年 4 月 名城大学法学部非常勤講師 2006年 1 月 (株)ジェイテクト法務部長 2012年 4 月 名古屋外国語大学現代国際学部教授 2014年 6 月 中部飼料(株)社外取締役 2016年 6 月 当社社外取締役 2020年 4 月 名古屋外国語大学名誉教授 (現任) 2021年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 名古屋外国語大学名誉教授	0 株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 小林洋哉氏は、長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、また大学で法学やマネジメントなどの教授を務め、法律の専門的な知見を有しています。当社においては、これらの専門知識を当社の監査体制に活かしていただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き当社経営の監査・監督強化に寄与いただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	再任 社外 の むら やす ひろ 野 村 泰 弘 (1965年 7 月17日生)	1989年 4 月 住金物産(株) (現 日鉄物産(株)) 入社 2011年10月 同社プラント鋼管部長 2013年10月 日鉄住金物産(株) (現 日鉄物産(株)) 特殊管・ 鋼管輸出営業部長 2014年 8 月 NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN (SINGAPORE)PTE. LTD. (現 NIPPON STEEL TRADING (SINGAPORE) PTE.LTD.) 社長 2019年 4 月 日鉄物産(株)執行役員名古屋支店長 (現任) 2019年 6 月 当社社外監査役 2021年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 日鉄物産(株)執行役員名古屋支店長	0 株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 野村泰弘氏は、鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、鉄鋼業に関する豊富な経験と知識を有しています。当社においては、これらの見識を当社の監査体制に活かしていただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き当社経営の監査・監督強化に寄与いただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			
3	再任 社外 独立役員 にし がき まこと 西 垣 誠 (1960年 8 月26日生)	2003年10月 弁護士登録 (愛知県弁護士会) 2003年10月 入谷法律事務所入所 (現任) 2008年 6 月 シーキューブ(株)社外監査役 2010年 9 月 新東(株)社外監査役 2019年 6 月 当社社外監査役 2020年 9 月 新東(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 入谷法律事務所弁護士 新東(株)社外取締役 (監査等委員)	0 株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 西垣誠氏は、弁護士として法務の豊富な知識・経験を有しており、その専門的な知見を当社の監査体制に活かしていただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き当社経営の監査・監督強化に寄与いただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	再 任 社 外 独立役員 いわ た ひろ こ 岩 田 広 子 (1976年 3月15日生)	2002年10月 中央青山監査法人 入所 2007年 7 月 あずさ監査法人 移籍 2007年12月 あずさ監査法人 退所 2008年 1 月 公認会計士岩田広子事務所所長（現任） 2008年 5 月 一般財団法人名古屋公衆医学研究所監事（現任） 2016年 7 月 C T S 監査法人代表社員（現任） 2017年 7 月 社会福祉法人仁成会理事 2021年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士岩田広子事務所所長 C T S 監査法人代表社員	0株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 岩田広子氏は、公認会計士としての豊富な経験と知識や、企業経営を統括する十分な見識を有しています。当社においては、これらの専門知識を当社の監査体制に活かしていただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き当社経営の監査・監督強化に寄与いただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者4氏全員は、社外取締役候補者であります。なお、小林洋哉氏、西垣誠氏および岩田広子氏につきましては、当社が上場する各証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 野村泰弘氏は、日鉄物産(株)執行役員名古屋支店長で、同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第5位であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者が当社社外取締役または社外監査役に就任してからの年数について
- ・小林洋哉氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって通算で7年であり、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年であります。
 - ・野村泰弘氏および西垣誠氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であり、社外監査役も含めた通算の在任期間は4年であります。
 - ・岩田広子氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は小林洋哉氏、野村泰弘氏、西垣誠氏および岩田広子氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。小林洋哉氏、野村泰弘氏、西垣誠氏および岩田広子氏の監査等委員である取締役としての再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第3号議案および第4号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

中期経営計画をはじめとする中長期の経営戦略を達成し、持続的な成長および企業価値の向上を図るため、各取締役に特に期待するスキル・専門性分野について、以下のとおり一覧表にしております。

取締役のスキル・マトリックス

氏名	地位および担当	企業経営	営業 事業戦略	研究開発 新事業	製造技術 品質管理	財 会 計	法務 リスク管理	E S G サステナビリティ
重松 久美男	代表取締役社長	●	●	●	●			●
古村 伸治	取締役設備企画室長			●	●			●
松田 将	取締役総務部長					●	●	●
村松 修司	取締役営業部長	●	●	●				
新美 貴之	取締役製造所長	●		●	●			
中尾 聡	取締役経営企画部長					●	●	●
宮花 秀樹	社外取締役	●	●	●				
平野 隆裕	社外取締役	●	●			●	●	●
牛込 伸隆	社外取締役	●	●	●	●			●
小林 洋哉	社外取締役（監査等委員）					●	●	●
野村 泰弘	社外取締役（監査等委員）	●	●					●
西垣 誠	社外取締役（監査等委員）					●	●	
岩田 広子	社外取締役（監査等委員）					●	●	

- (注) 1. 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。
2. 地位および担当は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」、第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案通り承認可決された後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。

取締役に対して期待するスキル・専門性分野の詳細

企業経営	代表権を有する経営幹部もしくは上場企業の事業部門長などの経験を有する
営業・事業戦略	鉄鋼業界に精通し、営業・マーケティングの深い知見をもとに事業戦略の立案と推進を行うことができる
研究開発・新事業	鉄鋼関連の研究開発に精通するとともに、非鉄鋼分野も含めた新事業の開発に深い知見や経験を有する
製造技術・品質管理	鉄鋼製造技術に精通し、品質管理や安全対策にも深い知見を有する
財務・会計	財務・会計に関する豊富な知識と経験を有するとともに、ＩＲや資本戦略にも深い知見を有する
法務・リスク管理	企業法務に関する専門的知識やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する深い知見を有する
ESG・サステナビリティ	環境、ガバナンス、人材開発、ステークホルダーとの関わりなどについての深い知見を有する

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の各種行動制限が解除され、経済活動の正常化が進みました。一方で、エネルギー価格をはじめとする物価の上昇、各国の金融引き締めによる急激な為替変動等、先行きは依然として不透明な状況となっております。

鉄鋼需要につきましては、半導体不足の影響や海外需要の停滞等により、国内の粗鋼生産は前期を下回る見込みであるものの、主需要先である産業機械・建設機械向け需要、建築・土木向け需要はおおむね堅調に推移しました。

このような環境のもと、当社グループは21中期経営計画で掲げた目標を達成すべく、グループ各社が着実に施策を実行いたしました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては763億2千万円となり、前連結会計年度に比べ119億2千1百万円、18.5%の増収となりました。経常利益につきましては、123億2千8百万円となり、前連結会計年度に比べ68億3百万円、123.1%の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は85億7千7百万円と前連結会計年度に比べ47億9千1百万円、126.6%の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(鉄鋼関連事業)

鉄鋼関連事業につきましては、主原料である鉄スクラップ価格が引き続き高い水準で推移し前期を上回り、電力コストを筆頭にエネルギー・諸資材価格も前期を大きく上回ったため、製造コストは前期比で上昇しました。一方で、主要製品である厚板の販売数量は底堅く推移し、販売価格もコスト上昇分の転嫁が進展し前期を大きく上回ったため、収益環境は大きく改善しました。

その結果、売上高は733億8千5百万円と前連結会計年度に比べ116億7千9百万円の増収、セグメント利益(営業利益)は118億円と前連結会計年度に比べ66億6千1百万円の増益となりました。

(レンタル事業)

レンタル事業につきましては、積極的な営業活動を展開したことにより、厨房用グリスマイラーのレンタル枚数が増加し、売上高は6億7千4百万円と前連結会計年度に比べ1千5百万円の増収、セグメント利益(営業利益)は6千8百万円と前連結会計年度に比べ8百万円の増益となりました。

(物流事業)

物流事業につきましては、需要先の生産活動の落ち込みにより危険物倉庫の取扱量が減少したことから、売上高は5億3千9百万円と前連結会計年度に比べ1億1百万円の減収、セグメント利益(営業利益)は1億7千1百万円と前連結会計年度に比べ8千6百万円の減益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、金属加工の受注増加と工事案件の着実な積み上げにより、売上高は17億2千万円と前連結会計年度に比べ3億2千7百万円の増収、セグメント利益(営業利益)は1億4千6百万円と前連結会計年度に比べ1億1千5百万円の増益となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、36億1千2百万円で、主として電気炉更新関連工事、その他企業維持投資でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

次期のわが国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の分類引下げにより、制限されていた経済社会活動の正常化や消費改善が期待されるものの、ウクライナ情勢などの地政学リスクによる影響やエネルギー価格の高騰など国内景気に影響を及ぼす要因もあり、依然として先行きは不透明な状況にあります。

国内厚板市場につきましては、緩やかな回復傾向にある国内経済を背景に、倉庫・物流施設などの非住宅建設分野の需要および大型建築案件の堅調な推移や、国土強靱化政策による土木向け需要の増加等により底堅く推移することが見込まれるものの、長期化するウクライナ情勢の影響などにより需要が下振れるリスクは依然として残っております。一方、主原料である鉄スクラップにつきましては、国内相場は高騰した昨年度と比較して落ち着いてはいるものの高値水準で推移しており、中国の「ゼロコロナ」政策終了による鋼材需要回復への期待感の高まりや、トルコ大地震の被災地復興需要を見越した調達増加といった市況押し上げの要因がある一方、長期化するウクライナ情勢や欧米の政策金利引き上げを受けた景気減速懸念など影響が不確定な要素もあることから、その動向には注視する必要があります。また、エネルギー・諸資材価格についても高騰しており、コスト面において厳しい経営環境が継続すると予想されます。そのような諸コストの上昇を受け、メイン・サプライヤーである高炉メーカーをはじめ各社は継続的に販売価格の値上げを進めており、厚板市況につきましては高値水準で推移することが見込まれます。

このような環境のもと、当社および当社グループは、資源リサイクルにより製造した環境にやさしい高品質な製品を市場に安定的に供給することで、事業の更なる発展と循環型社会構築への貢献を目指すとともに、2021年度よりスタートした21中期経営計画に基づき、「循環型社会」、「脱炭素社会」への取り組み、新電気炉の建設、効率的な操業とコストダウン、品質の更なる向上を進め、お客様の多様なニーズに真摯に向き合うことで、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループにおきましては、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

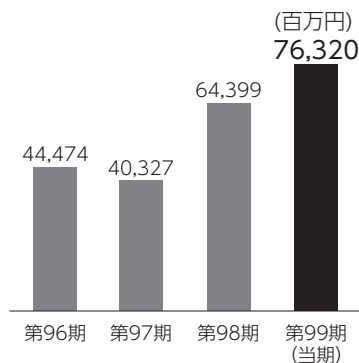
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 96 期	2020年度 第 97 期	2021年度 第 98 期	2022年度 (当連結会計年度) 第 99 期
売 上 高 (百万円)	44,474	40,327	64,399	76,320
経 常 利 益 (百万円)	4,656	2,532	5,525	12,328
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,747	1,593	3,785	8,577
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	99.61	57.74	137.11	310.53
総 資 産 (百万円)	68,276	69,466	77,746	88,095
純 資 産 (百万円)	61,151	62,768	66,058	73,720
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,199.33	2,254.49	2,370.38	2,643.19

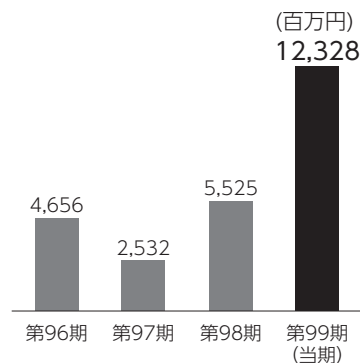
(注) 1. 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注) 2. 第98期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第98期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

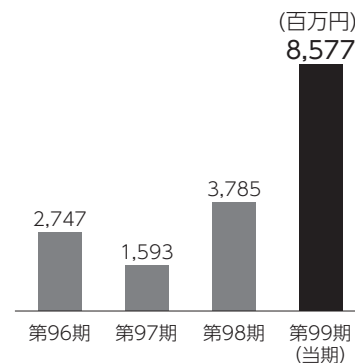
●連結売上高



●連結経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 96 期	2020年度 第 97 期	2021年度 第 98 期	2022年度 (当期) 第 99 期
売 上 高 (百万円)	39,578	35,340	61,221	72,792
経 常 利 益 (百万円)	4,103	2,087	4,867	11,567
当 期 純 利 益 (百万円)	2,482	1,390	3,370	8,070
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	90.00	50.38	122.07	292.16
総 資 産 (百万円)	66,133	67,131	75,823	85,142
純 資 産 (百万円)	57,348	58,653	61,427	68,464
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,078.65	2,124.88	2,224.53	2,476.44

(注) 1. 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注) 2. 第98期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第98期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
シーケー商事株式会社	100 ^{百万円}	100.0 [%]	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明 徳 産 業 株 式 会 社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シ ー ケ ー ク リ ー ン ア ド 株 式 会 社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房用グリスフィルターのレンタル、ダクト・グリストラップ清掃事業
シーケー物流株式会社	30	60.0	運送・荷役事業、危険物倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当企業集団は主に次の事業を行っております。

- ① 鉄鋼関連事業
- ② レンタル事業
- ③ 物流事業
- ④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等（2023年3月31日現在）

中 部 鋼 鉄 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
	営 業 所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シ ー ケ ー 商 事 株 式 会 社	本 社	名古屋市港区
明 徳 産 業 株 式 会 社	本 社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本 社	名古屋市港区
シ ー ケ ー 物 流 株 式 会 社	本 社	愛知県半田市
	事 業 所	名古屋市中川区

(8) 企業集団および当社の従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
504名	+ 4 名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
355名	+ 9 名	41.0歳	18.7年

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2022年12月28日をもって東京証券取引所プライム市場に上場しました。

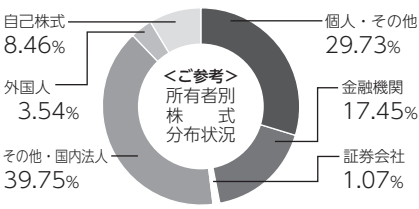
2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数 99,600,000株
発行済株式の総数 30,200,000株
(自己株式 2,553,777株を含む)

(2) 株主数

7,349名
(うち単元未満株主数488名)



(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中部鋼鋳取引先持株会	2,846,900 ^株	10.29 [%]
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,870,800	6.76
光通信株式会社	1,367,000	4.94
日鉄物産株式会社	1,260,000	4.55
阪和興業株式会社	956,000	3.45
岡谷鋼機株式会社	912,000	3.29
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.89
株式会社十六銀行	630,000	2.27
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.97

（注）当社は自己株式2,553,777株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を付与しており、その内容は次のとおりです。

・取締役に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	10,045株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
重 松 久美男	代表取締役社長	
寺 本 仁	常務取締役 (経営企画部管掌、設備企画室長)	明德産業株式会社取締役
古 村 伸 治	取締役（製造所長）	シーケー物流株式会社取締役
松 田 将	取締役（総務部長）	明德産業株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役
村 松 修 司（注5,6）	取締役（営業部長）	シーケー商事株式会社取締役
宮 花 秀 樹 （注1,3,6）	取締役	三井物産スチール株式会社執行役員インフラ 第二部門長
平 野 隆 裕 （注1,3,6）	取締役	岡谷鋼機株式会社専務取締役名古屋本店長
牛 込 伸 隆 （注1,3,5）	取締役	株式会社T Y K代表取締役社長 株式会社アンビスホールディングス社外取締 役
小 林 洋 哉 （注1,3,6）	取締役 (監査等委員)	名古屋外国語大学名誉教授
野 村 泰 弘（注1）	取締役 (監査等委員)	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長
西 垣 誠（注1,3）	取締役 (監査等委員)	入谷法律事務所弁護士 新東株式会社社外取締役（監査等委員）
岩 田 広 子 （注1,3,4）	取締役 (監査等委員)	公認会計士岩田広子事務所所長 C T S 監査法人代表社員

（注） 1. 取締役 宮花秀樹氏、平野隆裕氏、牛込伸隆氏、小林洋哉氏、野村泰弘氏、西垣誠氏、岩田広子氏は社外取締役であります。

2. 当社は内部監査室を監査等委員会の職務を補助する使用人（補助使用人）としております。監査等委員である取締役は監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有および意見交換による連携を図っております。加えて、内部統制システムなどを活用した組織的な監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定していません。

3. 取締役 宮花秀樹氏、平野隆裕氏、牛込伸隆氏、小林洋哉氏、西垣誠氏、岩田広子氏を、当社が上場する各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

4. 監査等委員である取締役 岩田広子氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 村松修司氏、牛込伸隆氏は、2022年6月23日開催の第98回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中における取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
村 松 修 司	—	シーケー商事株式会社 取締役	2022年6月23日
宮 花 秀 樹	三井物産スチール株式会社 社執行役員西日本統括本 部長	三井物産スチール株式会 社執行役員インフラ第二 部門長	2022年4月1日
平 野 隆 裕	岡谷鋼機株式会社 常務取締役名古屋本店長	岡谷鋼機株式会社 専務取締役名古屋本店長	2022年5月26日
小 林 洋 哉	名古屋外国語大学 名誉教授 中部飼料株式会社 社外取締役	名古屋外国語大学 名誉教授	2022年6月24日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。

(3) 取締役の報酬等

① 当該事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	187	92	86	8	9
（うち社外取締役）	(14)	(6)	(7)	(－)	(3)
取締役（監査等委員）	10	10	－	－	4
（うち社外取締役）	(10)	(10)	(－)	(－)	(4)

(注) 1. 上記には、2022年6月23日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に支給した報酬等を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬は当該事業年度の最終的な業績を示し株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1.企業集団の現況に関する事項（4）財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

4. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）5名に対し、非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給しております。割り当てた株式数は10,045株、割り当てた際に付された条件は下記のとおりです。

譲渡制限期間につきましては、割当日より30年から50年の間で当社取締役会が予め定める期間としております。

譲渡制限の解除条件につきましては、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除するものとしております。ただし、任期満了、その他当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合、譲渡制限を解除する株式数および解除時期を調整するものとします。

また、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合は、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償取得するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の限度額については、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額250百万円(うち社外取締役10百万円)、監査等委員である取締役は年額60百万円としております。当該総会後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役の員数は4名です。その上で、2022年6月23日開催の第98回定時株主総会において総額は改定せず、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の年額を20百万円以内とする決議がなされております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名です。

また、当該金銭報酬限度額とは別枠で、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額48百万円以内(対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定の方法

取締役会は、取締役報酬等の合理性、客観性および透明性を確保し、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、当社の取締役の報酬の決定方針を決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。

監査等委員でない取締役のうち、社外取締役を除く取締役の報酬は、株主総会で承認された総額(年額)の範囲内で、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬およびインセンティブ報酬としての株式報酬で構成されております。監査等委員でない社外取締役の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。

報酬の合計額については、経営環境、業績、職責等に加え、優秀な人材の確保および社会経済状況も考慮した水準としており、報酬の種類毎の支給割合は、役位・職責および業績を総合的に勘案した上設定しております。

報酬の種類毎の内容は次のとおりです。

固定報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定額を毎月支給しております。

業績連動報酬は、当該事業年度の最終的な業績を示し株主の皆様への配当原資である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、毎年１回、株主総会後の取締役会の決議により、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。

株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、職務の役割と責任等に応じた譲渡制限付株式報酬を、毎年１回、株主総会後の取締役会の決議により支給し、当社役員を退任するまで取得した株式の譲渡等を制限しております。

監査等委員である取締役の報酬については、職務の役割と責任等に応じた固定報酬で構成されております。各監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

なお、当社は2023年４月28日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。変更点は次のとおりであり、2023年度以降の取締役の報酬決定に適用されます。

- ・監査等委員でない社外取締役の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬とします。

ウ．取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長重松久美男が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を行うにあたっては、当社グループの事業全体を把握している代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長は、取締役会の決議による委任の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役等の個人別の報酬等を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	宮 花 秀 樹	三井物産スチール株式会社執行役員インフラ第二部門長（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第2位であります。）
取締役	平 野 隆 裕	岡谷鋼機株式会社専務取締役名古屋本店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第7位であります。）
取締役	牛 込 伸 隆	株式会社ＴＹＫ代表取締役社長（同社は当社子会社シーケー商事株式会社と販売、購買における取引先関係にあります。） 株式会社アンビスホールディングス社外取締役（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	小 林 洋 哉	名古屋外国語大学名誉教授（同大学と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	野 村 泰 弘	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第5位であります。）
取締役 (監査等委員)	西 垣 誠	入谷法律事務所弁護士（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） 新東株式会社社外取締役（監査等委員）（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	岩 田 広 子	公認会計士岩田広子事務所所長（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） ＣＴＳ監査法人代表社員（同監査法人と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。）

② 当事業年度における取締役会および監査等委員会への出席状況ならびに発言状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
取締役	宮 花 秀 樹	取締役会 15回／15回 (100%)	商社における豊富な経験と知識に基づき、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	平 野 隆 裕	取締役会 15回／15回 (100%)	商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	牛 込 伸 隆	取締役会 12回／12回 (100%)	製造メーカーにおける豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 林 洋 哉	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%)	大学で法学教授を務め、法律に関する専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	野 村 泰 弘	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%)	商社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、審議に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	西 垣 誠	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%)	弁護士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩 田 広 子	取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%)	公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 取締役 牛込伸隆氏の出席状況は、2022年6月23日開催の第98回定時株主総会において選任され、就任した以降の出席状況であります。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して当事業年度に行った職務の概要

区 分	氏 名	主な役割と活動状況
取締役	宮 花 秀 樹	商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役	平 野 隆 裕	商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役	牛 込 伸 隆	製造メーカーの役員および代表取締役として培われた豊富な経験と、メーカーの経営全般に関する幅広い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	小 林 洋 哉	企業法務や経営管理に関する豊富な経験および法律の専門的な知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	野 村 泰 弘	鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識で培ったグローバルな見地から、監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。

区 分	氏 名	主な役割と活動状況
取締役 (監査等委員)	西 垣 誠	弁護士として法務の豊富な知識と経験を有しており、その専門的な見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	岩 田 広 子	公認会計士としての豊富な経験と知識や、企業経営を統括する十分な見識を有しており、その専門的な見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
31百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社および当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。

イ. 当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。

ウ. 当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。

エ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査等委員会に報告する。

オ. 当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査等委員会の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。

イ. 取締役は管掌または担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。

ウ. 取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議および取締役会ならびに監査等委員会に報告し、対処する。

- ④ **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
ア. 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
イ. 取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
ウ. 当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
エ. 監査等委員は必要に応じて各種の重要な会議に出席し意見を述べる。
オ. 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。
- ⑤ **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
ア. 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
イ. 当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
ウ. 子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
エ. グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
オ. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。
- ⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
ア. 監査等委員会から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
イ. 前項の具体的な内容は、監査等委員会の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で決定する。
ウ. 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査等委員会の同意を得ることとする。
エ. 当該使用人は監査等委員会の職務を補助する業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
- ⑦ **当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
ア. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、下記の事項について監査等委員会において報告する。また、監査等委員会の求めに応じて随時報告する。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
- イ. 当社および当社グループは、前号に従い監査等委員会への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ア. 監査等委員と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査等委員が適宜意見を述べる機会を確保する。
- イ. 当社は、監査等委員が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
- ウ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2021年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化、迅速な意思決定の実現など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

① コンプライアンス

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「中部鋼鈑グループ行動規範」を定めるとともに、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるため「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行っております。

また、当社および当社グループの全役職員の行動規範を具体化した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。さらに、社員啓蒙活動の一環として「コンプライアンスニュース」を発行するとともに、役職員への社内研修を通してコンプライアンス意識・知識向上および違反予防等を図っております。

また、当社および当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用するとともに、その仕組みおよび制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しております。

② リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社および当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの類型ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、「リスク・コンプライアンス委員会」および品質、環境、防災、安全衛生に係る各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っております。品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001,ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じて社内体制の監査を実施するとともに改善につなげております。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しております。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

③ 取締役の職務執行体制

「取締役会規則」および「職務権限規程」において取締役会における決議事項を明確化

し、取締役会は法令および定款に定められた事項や当社および当社グループの重要事項等について適正に意思決定を行っております。また、業務項目ごとにその規模、性質、金額に応じて一定の基準を設け、その決定を経営陣に委任しているほか、会社法の規定に基づき、重要な業務執行の決定の一部について代表取締役に委任することとしております。取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則月1回の定例取締役会のほか必要に応じて機動的に開催し、対応すべき経営課題に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行や経営計画の進捗を監督しております。

④ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は原則月1回開催するほか、必要に応じて機動的に開催しております。監査等委員会が定めた監査方針および監査計画などに基づき、監査等委員である社外取締役は取締役会等への出席を通して経営の監督を行っております。また、監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有および意見交換による連携を図っております。加えて、会計監査人の監査計画や監査結果の説明を受けるほか、会計監査人との定期的会合等を通じ、意見交換を行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から経営内容やその他重要な情報に関する報告を受け、当社取締役会において定期的に報告することで子会社の業務執行を管理しております。また、当社内部監査室は年度計画に基づき、子会社の内部統制システム整備状況の評価ならびに業務執行状況に関する内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様が当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザ切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で強い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月25日開催の第97回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、

2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供および評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1) 当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、および2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外役員または社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際し、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、取締役会が株主意思を確認するために株主総会を開催できることとしております。

なお、本対応方針の有効期間は、当社第97回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記(2)②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対

応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	60,574	流 動 負 債	13,327
現 金 及 び 預 金	10,906	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,194
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	18,395	電 子 記 録 債 務	145
電 子 記 録 債 権	3,167	未 払 金	1,236
有 価 証 券	14,597	未 払 法 人 税 等	3,051
棚 卸 資 産	13,305	未 払 消 費 税 等	691
そ の 他	202	賞 与 引 当 金	524
貸 倒 引 当 金	△0	役 員 賞 与 引 当 金	15
		そ の 他	466
固 定 資 産	27,521	固 定 負 債	1,047
有 形 固 定 資 産	19,028	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15
建 物 及 び 構 築 物	6,614	退 職 給 付 に 係 る 負 債	916
機 械 及 び 装 置	8,470	そ の 他	116
車両運搬具・工具器具備品	369	負 債 合 計	14,375
土 地	2,154	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	1,414	株 主 資 本	71,753
そ の 他	3	資 本 金	5,907
無 形 固 定 資 産	258	資 本 剰 余 金	4,706
投 資 そ の 他 の 資 産	8,234	利 益 剰 余 金	62,481
投 資 有 価 証 券	6,966	自 己 株 式	△1,341
退 職 給 付 に 係 る 資 産	315	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,320
繰 延 税 金 資 産	467	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,285
そ の 他	488	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	35
貸 倒 引 当 金	△2	非 支 配 株 主 持 分	645
資 産 合 計	88,095	純 資 産 合 計	73,720
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	88,095

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで

科 目	金 額	額
売 上 高	百万円	百万円
売 上 原 価		76,320
売 上 総 利 益		58,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,828
営 業 利 益		5,566
営 業 外 収 益		12,261
受 取 利 息 及 び 配 当 金	130	
そ の 他	115	245
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
そ の 他	171	178
経 常 利 益		12,328
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,328
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,800	
法 人 税 等 調 整 額	△93	3,707
当 期 純 利 益		8,621
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		43
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,577

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,907	4,676	55,312	△1,358	64,537
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,408		△1,408
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,577		8,577
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		30		17	47
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	30	7,168	17	7,216
当 期 末 残 高	5,907	4,706	62,481	△1,341	71,753

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	924	△6	918	603	66,058
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,408
親会社株主に帰属 する 当 期 純 利 益					8,577
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					47
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	360	41	402	42	445
当 期 変 動 額 合 計	360	41	402	42	7,661
当 期 末 残 高	1,285	35	1,320	645	73,720

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数…………… 4 社（明德産業株式会社、シーケー商事株式会社、シーケーグリーンアド株式会社、シーケー物流株式会社）

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法を採用しております。 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。
---------	--

(ロ) 棚卸資産	主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 評価方法は主として移動平均法を採用しております。
----------	---

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用し、国内連結子会社は、定率法（但し、1998年4月1日以降に 取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した 建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
--------------------------	--

(ロ) 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
--------------------------	--

(ハ) リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によってお ります。
-----------	---

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当連結会計年度負担額を計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 連結子会社は役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- (ニ) 役員退職慰労引当金 連結子会社は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客への製品の販売における当社連結子会社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

- (イ) 鉄鋼関連事業 主原料の鉄スクラップを仕入れ、電気炉による厚板鉄鋼製品の製造、販売をしております。鉄鋼関連事業については、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- (ロ) レンタル事業 業務用厨房用グリスフィルターのレンタル、ダクト・グリストラップ清掃事業及び広告看板事業を行っております。レンタル事業については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- (ハ) 物流事業 運送・荷役事業と危険物倉庫事業を行っております。運送・荷役事業については、サービスの提供をそれぞれ完了した時点で収益を認識しております。また、危険物倉庫事業において、保管物等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び保管物等を引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- (二) エンジニアリング事業 鉄鋼関連設備を中心とするプラントの設計・施工及び設備保全に関するエンジニアリング事業を行っております。エンジニアリング事業については、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち一定期間経過後に受領しております。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するために、原価に基づくインプット法を使用しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- (イ) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (ロ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ハ) のれんの償却方法及び 5 年間の定額法により償却しております。
び償却期間

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	鉄鋼関連事業	レンタル事業	物流事業	エンジニアリング事業	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	73,385	674	539	1,720	76,320
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客に対する売上高	73,385	674	539	1,720	76,320

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	22,318
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	21,562
契約負債 (期首残高)	11
契約負債 (期末残高)	14

契約負債は主に鉄鋼関連事業及びレンタル事業の顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は11百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産	13,305百万円
------	-----------

当社グループは、収益性の低下により棚卸資産の期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合に、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を棚卸資産評価損として当期の費用に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、帳簿価額を期末日時点の再調達原価まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映しております。

連結貸借対照表の棚卸資産は収益性の低下に基づく棚卸資産評価損28百万円を差し引いて計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、製品や原材料の価格に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	1,027百万円
売掛金	17,367百万円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

14百万円

(3) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	60,270百万円
投資その他の資産のその他の減価償却累計額	25百万円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物及び構築物	4,914百万円
機械及び装置	8,183百万円
土地	631百万円
計	13,729百万円

当連結会計年度末日において、担保に係る債務はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,200,000	—	—	30,200,000
合計	30,200,000	—	—	30,200,000
自己株式				
普通株式	2,586,253	25	32,501	2,553,777
合計	2,586,253	25	32,501	2,553,777

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加25株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少のうち10,045株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの、22,456株は、従業員持株会向けインセンティブ制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	856	31.00	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年11月1日 取 締 役 会	普通株式	552	20.00	2022年9月30日	2022年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,322	利益剰余金	84.00	2023年3月31日	2023年6月23日

(注) 1株当たり配当額には東京証券取引所プライム市場上場記念配当10円00銭が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一方、余資は安全性の高い金融資産（主に債券）で運用しており、短期的な余資については主に定期預金及び譲渡性預金で運用しております。売掛金に係る顧客リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また有価証券及び投資有価証券は主として株式及び債券であり、毎月時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	9,499	9,499	—
資産計	9,499	9,499	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- ※1 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 「有価証券」のうち、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金及び金銭信託については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※3 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

（注2）市場価格のない株式等は、「①有価証券及び投資有価証券其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	65

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	3,093	0	—	3,094
社債	—	6,403	—	6,403
投資信託	—	1	—	1
資産計	3,093	6,405	—	9,499

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債と基準価額を時価とみなしている投資信託がこれに含まれます。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産未実現利益	57百万円
未払事業税	161百万円
賞与引当金	163百万円
退職給付に係る負債	282百万円
減価償却超過額	46百万円
投資有価証券評価損	227百万円
その他	247百万円

繰延税金資産小計	1,186百万円
----------	----------

評価性引当額	△317百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	869百万円
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△309百万円
--------------	---------

退職給付に係る資産	△92百万円
-----------	--------

繰延税金負債合計	△402百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	467百万円
-----------	--------

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,643円19銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	310円53銭
----------------	---------

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	8,577百万円
-----------------	----------

普通株主に帰属しない金額	一百万円
--------------	------

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,577百万円
------------------------	----------

普通株式の期中平均株式数	27,622,427株
--------------	-------------

貸借対照表

2023年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	58,295	流 動 負 債	15,750
現金及び預金	9,917	買掛金	6,067
売掛金	20,441	短期借入金	3,645
有価証券	14,597	未払金	1,712
製成品	4,424	未払費用	141
原材料	2,257	未払法人税等	2,920
仕掛品	5,260	未払消費税等	635
貯蔵品	1,268	預り金	45
前払費用	63	賞与引当金	410
その他	64	その他	172
固 定 資 産	26,846	固 定 負 債	927
有形固定資産	16,966	退職給付引当金	877
建物	5,098	その他	50
構築物	560	負 債 合 計	16,678
機械及び装置	8,298	(純資産の部)	
車両及び運搬具	56	株 主 資 本	67,207
工具器具及び備品	304	資 本 金	5,907
土地	1,241	資 本 剰 余 金	4,706
建設仮勘定	1,405	資本準備金	4,668
無形固定資産	221	その他資本剰余金	38
ソフトウェア	213	利 益 剰 余 金	57,935
その他	8	利益準備金	348
投資その他の資産	9,658	その他利益剰余金	57,587
投資有価証券	6,801	別途積立金	41,000
関係会社株	198	繰越利益剰余金	16,587
長期前払費用	150	自 己 株 式	△1,341
前払年金費用	296	評価・換算差額等	1,256
繰延税金資産	316	その他有価証券評価差額金	1,256
貸倒引当金	1,857	純 資 産 合 計	68,464
貸倒引当金	38	負 債 及 び 純 資 産 合 計	85,142
貸倒引当金	△2		
資 産 合 計	85,142		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで

科 目	金 額
売上高	72,792
売上原価	56,360
売上総利益	16,431
販売費及び一般管理費	4,956
営業利益	11,474
営業外収益	
受取利息及び配当金	126
その他の	245
営業外費用	
支払利息	7
その他の	272
経常利益	11,567
税引前当期純利益	11,567
法人税、住民税及び事業税	3,565
法人税等調整額	△68
当期純利益	8,070

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,907	4,668	7	4,676	348	39,000	11,925	51,273
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,408	△1,408
別 途 積 立 金 の 積 立						2,000	△2,000	—
当 期 純 利 益							8,070	8,070
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			30	30				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	30	30	—	2,000	4,661	6,661
当 期 末 残 高	5,907	4,668	38	4,706	348	41,000	16,587	57,935

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,358	60,498	929	929	61,427
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,408			△1,408
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
当 期 純 利 益		8,070			8,070
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	17	47			47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			327	327	327
当 期 変 動 額 合 計	17	6,709	327	327	7,036
当 期 末 残 高	△1,341	67,207	1,256	1,256	68,464

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産 製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
評価方法は主として移動平均法を採用しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) リース資産の減価償却の方法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(5) 引当金の計上の方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

鉄鋼関連事業

主原料の鉄スクラップを仕入れ、電気炉による厚板鉄鋼製品の製造、販売をしております。鉄鋼関連事業については、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

製品	4,424百万円
原材料	2,257百万円
仕掛品	5,260百万円
貯蔵品	1,268百万円

当社は、収益性の低下により棚卸資産の期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合に、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を棚卸資産評価損として当期の費用に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、帳簿価額を期末日時点の再調達原価まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映しております。

貸借対照表の製品、仕掛品は収益性の低下に基づく棚卸資産評価損28百万円を差し引いて計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、製品や原材料の価格に大きな変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	6,238百万円
関係会社に対する短期金銭債務	5,159百万円
(2) 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	59,834百万円
賃貸不動産の減価償却累計額	1,065百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	4,437百万円
構築物	544百万円
機械及び装置	8,298百万円
土地	631百万円
計	13,912百万円

当事業年度末日において、担保に係る債務はありません。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引

① 営業取引

(イ) 売上高	19,560百万円
(ロ) 仕入高	14,360百万円

② 営業取引以外の取引

(イ) 賃貸料収入	183百万円
(ロ) 資産購入高	246百万円
(ハ) その他	5百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当 事 業 年 度 期首株式数(株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数(株)
自己株式 普通株式	2,586,253	25	32,501	2,553,777
計	2,586,253	25	32,501	2,553,777

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加25株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少のうち10,045株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの、22,456株は、従業員持株会向けインセンティブ制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	149百万円
賞与引当金	125百万円
退職給付引当金	268百万円
減価償却超過額	46百万円
投資有価証券評価損	216百万円
その他	127百万円
繰延税金資産小計	934百万円
評価性引当額	△223百万円
繰延税金資産合計	711百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△303百万円
前払年金費用	△90百万円
繰延税金負債合計	△394百万円
繰延税金資産の純額	316百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2) (百万円)	科 目	期末残高 (注2) (百万円)
子会社	シーケー 商事(株)	名古屋市 港区	100	商 事 業 務 (鉄鋼製品、 原 材 料、機 械器具等の 売買)	直接100%	当社製品の販売 及び当社原料資 材の納入・事務 所の賃貸・役員 の兼任	鋼材等販売 (注1)	19,526	売掛金	6,218
							資金の借入 (注2)	2,097	短期借入金	1,618
							原材料等購 入(注1)	10,590	買掛金	936
子会社	シーケー クリーン アド(株)	名古屋市 港区	30	広告看板の 企画製作、 業務用厨房 向グリッドフ ィルターの レンタル	直接100%	事務所及び工場 の賃貸・役員 の兼任	資金の借入 (注2)	841	短期借入金	879
子会社	シーケー 物流(株)	愛知県 半田市	30	運送・荷役 業務、危険 物倉庫事業	直接60%	倉庫の賃貸・役 員の兼任	賃貸料の受 取(注3)	139	その他 流動資産	14

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注 2) 資金の借入に関わる利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、キャッシュ・マネジメント・サービスを利用しており、取引金額については年間の平均残高を記載しております。
- (注 3) 賃貸料の受取については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額

2,476円44銭
- (2) 1 株当たり当期純利益

292円16銭
- 算定上の基礎は次のとおりであります。
- 当期純利益

8,070百万円
- 普通株主に帰属しない金額

一百万円
- 普通株式に係る当期純利益

8,070百万円
- 普通株式の期中平均株式数

27,622,427株

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

中部鋼鈑株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部鋼鈑株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼鈑株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

中部鋼鉄株式会社 監査等委員会
 監査等委員 小林 洋 哉 ㊞
 監査等委員 野 村 泰 弘 ㊞
 監査等委員 西 垣 誠 ㊞
 監査等委員 岩 田 広 子 ㊞

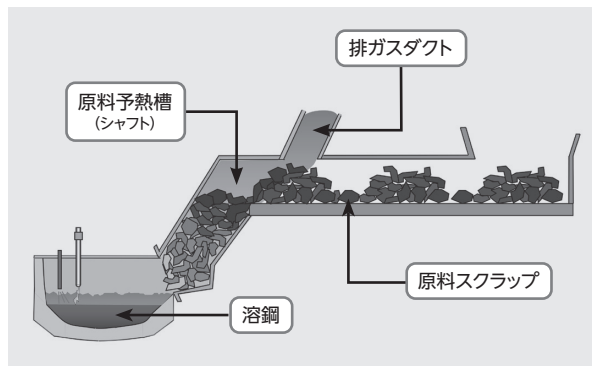
(注) 監査等委員小林洋哉、野村泰弘、西垣誠及び岩田広子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

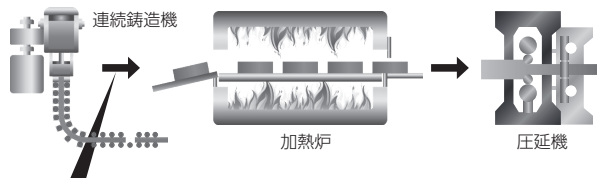
中部鋼鈹の3ヵ年中期経営計画 「21中期経営計画(2021年度～2023年度)」の 主な取り組みについて

循環型社会への貢献

当社の製造プロセスにおけるCO₂排出量の削減は、日本政府が掲げる2050年度のカーボンニュートラル達成や循環型社会への貢献に加え、当社の企業価値向上にもつながる重要な取り組みと考えています。環境対応型高効率電気炉への更新に向けた工事などの取り組みを進めるほか、操業プロセスにおける省エネ・排出物の低減・リサイクルを推進することで、脱炭素社会への貢献を果たしていきます。



<新電気炉の構造>



省エネ、CO₂排出量削減に向けた取り組み

<加熱炉装入温度の改善>

連続鋳造機の工程を経たスラブ(半製品)は、加熱炉に搬送されます。搬送されるスラブの温度が低い場合、加熱炉でより多くの燃料(LNG)を使用し、CO₂排出量がより多くなります。

できるだけ高い温度を保持したスラブを加熱炉に入れるための取り組みにより、CO₂排出量の削減を図ります。

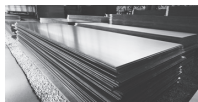
成長戦略の推進

市場における当社のシェア向上を通じて電炉シェアを高めていくとともに、脱炭素社会に向けたお客様のニーズに応えることで、社会全体のCO₂排出削減ならびに当社の持続的成長を図ります。製造力、営業力、商品力といった3つの柱をもとに、お客様のご支持を得られる取り組みを進めております。

主な取り組み

営業力の強化

- ・新電気炉更新による生産能力増も踏まえた、出荷ヤードの拡大や構内レイアウトの見直し
- ・当社在庫を保管できる中継地点設置の検討



製造力、商品力の強化

- ・品質向上のための設備更新
- ・製造可能サイズの拡大、機能性の高い製品提供

ESG／SDGs課題に対する取り組みの強化

大都市で操業を続ける製鉄所として、ESG／SDGs課題への取り組みは責任を持って取り組むべき目標であるとともに、100年企業を目指す当社の成長に欠かせない課題であると認識しております。「気候変動への対応とその取り組み内容や優位性の発信」「BCPへの取り組み」「人材活躍や健康経営の推進など、従業員への取り組み」「グループガバナンス・コンプライアンスの強化」といった点を重点テーマとし、社会から信頼される企業であり続けるための経営活動を行っています。

当社のサステナビリティへの取り組みの詳細を下記ページにてご覧いただけます。

CHUBU KOHAN REPORT (統合報告書2022)



<https://www.chubukohan.co.jp/sustainability/integrated-report/>



当社ウェブサイト サステナビリティページ



<https://www.chubukohan.co.jp/sustainability/>



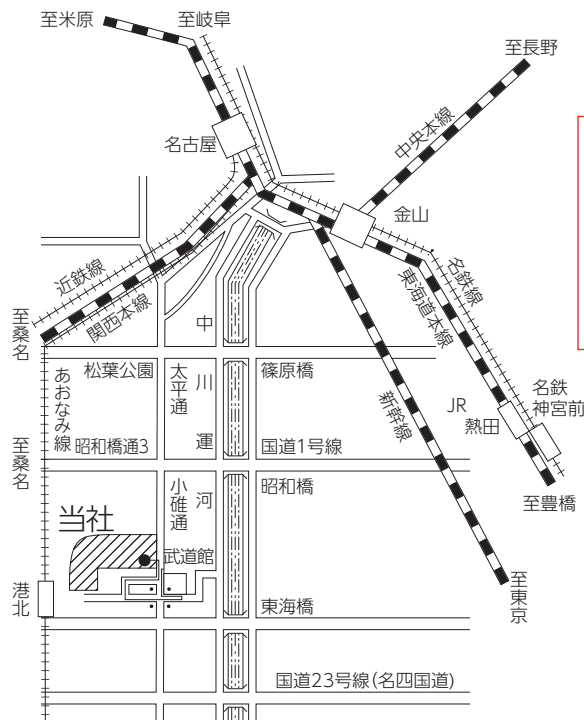
株主総会終了後の決議ご通知の発送の廃止について

これまで定時株主総会終了後に決議の結果をお知らせするため、「定時株主総会決議のご通知」を株主の皆さまへご送付しておりましたが、地球環境への配慮の観点から、本99期より同書面の発送を廃止させていただくことにしました。

決議の結果につきましては、これまで通り、当社ウェブサイト(<https://www.chubukohan.co.jp/ir/library/meeting/>)に掲載いたしますので、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

株主総会会場のご案内

会場 当社 厚生会館大ホール | 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

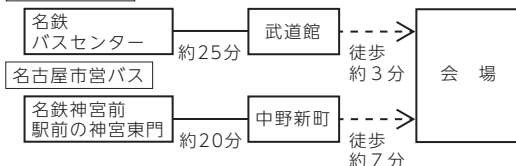


現在、構内工事に伴い当社
駐車場がご利用いただけな
い状態となっております。
つきましては、公共交通機
関をご利用のうえ、ご来場
いただきますようお願い申
しあげます。

交通のご案内

バスをご利用の場合

三重交通バス



あおなみ線をご利用の場合



タクシーをご利用の場合

名古屋駅から約20分
名鉄「神宮前」駅から約15分